

なっておりますので、4番 櫻井政志委員、5番 小杉義光委員の2名にお願いします。

報告に入ります。報告第1号農地法第4条の規定による転用届出の受理について、事務局より報告をお願いします。

事務局
(伴内次長)

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出の受理について、報告いたします。

1番、登記地目は田、面積合計912㎡です。転用目的は共同住宅建築敷地です。

2番、登記地目は田及び畑、面積合計430㎡です。転用目的は事業用の車庫建築敷地です。申請地は平成5年から事業用車庫の敷地として使用しており、先代が死亡し、申請人が相続する際に調査したところ、農地であることが判明したことから届出が出されました。1、2番ともに市街化区域内の土地で周辺は住宅が立地しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果適法な届け出であると認められましたので受理したものです。報告は以上です。

議長
(関谷会長)

事務局からの報告が終わりました。何か質問がありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

議長
(関谷会長)

次に、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出の受理について、事務局より報告をお願いします。

事務局
(伴内次長)

報告2号農地法第5条の規定による届出について、報告いたします。

1番、2番は隣接した農地であり、一連の案件ではありますが、転用の時期が異なることから、個別の届出が出されたものです。

1番、申請地の登記地目は田、面積698㎡です。2番、申請地の登記地目は田、面積636㎡です。転用目的は宅地造成で、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものと

です。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。何か質問がありましたら、お
(関谷会長) 願いします。

(質問、意見なし)

議長 次に、報告第3号 非農地証明願いによる非農地判断について、
(関谷会長) 事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第3号 非農地証明願いによる非農地判断について、報告い
(伴内次長) たします。

申請地の登記地目は田、面積38㎡です。昭和55年ころ、申請地の奥の土地へ周辺住民が通行するために、道路として提供しました。現在は奥の土地への通行需要も無くなりましたが、原野化していて農地への復旧は困難であることから非農地証明願いが出されました。3月31日に地区担当委員と事務局で現地確認を行い、非農地と判断しました。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。何か質問がありましたら、お
(関谷会長) 願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問は、ないようですので、これで報告を終わります。
(関谷会長)

議事に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について上程いたします。

議第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
(菰澤係長) いたします。

1番、登記地目は田、面積合計3,008㎡です。譲渡人は、耕作ができないため、譲受人は、譲渡人の希望により農地を取得するものです。この申請は、農地法第3条第2項各号には該当せず、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。1 番について小杉義光委員より補足説明をお願いします。

地区担当委員
(小杉委員) この地域のもと住民の方のご主人が亡くなり、管理が難しくなったところ、譲り受けたいとの申し出があり、今後は、譲受人が管理していくとのことで問題なしと思われまます。

議長
(関谷会長) 事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。質疑、意見がありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

質疑、意見等ないようですので、質疑を打ち切り採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。議第1号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長
(関谷会長) 異議なしと認めます。したがって、議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

つづいて、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。

議第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(伴内次長) 議第2号農地法第5条の規定による許可申請の許可について説明いたします。

1番、登記地目は田、面積327㎡です。転用目的は資材置き場及び機材置場です。申請理由として、譲受人は市外に本社があり見

附営業所との中継地として現在の資材置き場を使用してきましたが、手狭になってきたために、隣接地である申請地を取得し、資材置き場を拡張したいとのことです。市街化調整区域内にある農用地区域外の農地で、周囲を宅地に囲まれている土地であることから、第3種農地と判断されます。

申請地は土地改良区の受益区域外であること、地元農家組合から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されていることから、周囲の農地へ与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議長
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。1番について、地区担当委員の廣瀬吉春委員より補足説明をお願いします。

地区担当委員
(廣瀬委員) 申請地は基盤整備以外であり、また隣接は駐車場であり問題なしと考えます。

議長
(関谷会長) 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質疑、意見がありましたら発言をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑、意見等ないようですので、質疑を打ち切り採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切り、採決に入ります。議第2号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

(関谷会長)

議第3号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。
事務局の説明に入ります前に、見附市農業委員会会議規則第14条の規定に基づく議事参与の制限により、廣嶋総一委員は、当該議案の審議終了まで退室をお願いします。

(廣嶋委員 退席)

議第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(菰澤係長)

議第3号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
1番から8番、すべて相対による利用権設定です。利用権の設定の合計面積は 14筆、30,527㎡です。これらの全ての案件について、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法 第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

(関谷会長)

事務局の説明は終わりました。質疑、意見がありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

質疑、意見等ないようですので、質疑を打ち切り採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切り、採決に入ります。議第3号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議第3号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、廣嶋

総一委員は入室をお願いします。

(廣嶋委員 入室)

議長 議第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて上
(関谷会長) 程いたします。

議第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて説明
(伴内長) いたします。

被相続人は昨年死亡され、今回、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが提出されました。対象農地面積は5,202㎡です。審議のポイントは、被相続人が生前農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として管理されているかどうかです。このことについては適正管理されていることから、適格者証明は妥当と判断されます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。当議案について、地区担当委員の、
(関谷会長) 私、関谷が補足説明いたします。

地区担当委員 昨年、相続された農地であり、現在もしっかりと農業に従事され
(関谷委員) ていること、ほかにも市外で4町ほど農地があり認定農業者であることなどから、適格者であると考えます。

議長 事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。質疑、意見が
(関谷会長) ありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

質疑を打ち切り、採決に入ります。議第4号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 (関谷会長) 議第5号 見附市農業委員会における見附市個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について上程いたします。

議第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (伴内次長) 議第5号見附市農業委員会における見附市個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について説明いたします。

見附市農業委員会が保有する個人情報の取り扱いについては、従来から市の規程に準じて定めていました。このたび、市の従来規程を廃止し、新たなものが定められたことから、農業委員会の規程も市の新たな規程に準ずるということを定めるものです。具体的には、保有している個人情報が電磁的媒体に記録されている場合での、当該する個人情報の開示請求があった場合に、開示の実施の方法を新たに定めるものです。説明は以上です。

議長 (関谷会長) 事務局の説明が終わりました。質疑、意見がありましたら、発言をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑、意見等ないようですので、質疑を打ち切り採決に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、質疑を打ち切り、採決に入ります。議第5号について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議第5号は、原案のとおり

決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年4月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時50分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員

議事録調製者 (係長)
